



亀山市認知症等高齢者等個人賠償責任保険事業について

亀山市は、9月から新たに「亀山市認知症等高齢者等個人賠償責任保険事業」を開始いたします。

本事業は、認知症等高齢者及びその家族が日常生活における偶然な事故により法律上の損害賠償責任を負う場合に備え、認知症等の高齢者を被保険者とし、市が保険契約者となって賠償責任保険に加入するものです。認知症等高齢者が誤って線路に立ち入り電車を止めてしまった場合や他人の財物を壊してしまった場合、日常生活で他人にケガをさせてしまった場合などが補償の対象となります。

保険の被保険者は、亀山市認知症等高齢者見守りシールの交付を受けた市内に住所を有する在宅の65歳以上で、認知症等の症状により自力での帰宅が困難となる可能性があり、かつ、介護保険の要介護・要支援者、または医師により認知症と診断された人です。8月2日から受付を開始し、申請受付後、保険への加入の可否を決定します。

厚生労働省によると、2025年には認知症患者は約700万人に達し、65歳以上の高齢者の約5人に1人が認知症になると予想され、認知症高齢者への対応は喫緊の課題となっています。亀山市は、“住み慣れた地域で安心して生き生きと暮らせるまち”を目指して、3つの「暮らしのセーフティネット」の1つとして、認知症の人とその家族の支援に取り組んでまいります。